

知多市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 1 7 号

知多市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

知多市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 4 5 年知多市規則第 1 5 号）の一部を別紙 1 のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（知多市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年知多市条例第 2 5 号）第 2 条の規定による改正前の知多市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知多市条例第 3 7 号。以下この項において「改正前の給与条例」という。）第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃相当額（以下この項において「改正前の 1 箇月当たりの運賃相当額」という。）及び同項第 2 号に規定する額（以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が 1 5 0, 0 0 0 円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び改正前の給与条例第 1 5 条第 1 項第 2 号に規定する自動車等の利用に係る通勤手当（改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が 5 5, 0 0 0 円を超える場合のものであり、かつ、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の 1 箇月当たりの運賃等相

当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から 55,000 円を減じて得た額（1 円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。）を支給単位期間を 1 箇月とする通勤手当として支給する。

（単身赴任手当の経過措置）

- 4 改正後の知多市職員の給与の支給に関する規則第 15 条の 5 第 3 項第 6 号の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（知多市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 5 知多市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（令和 5 年知多市規則第 15 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(扶養手当の支給) 第 6 条 <u>新たに条例第 1 2 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（第 1 号様式）により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> <u>3 任命権者は、第 1 項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。</u> <u>4 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</u> (1) 職員の配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者	(扶養手当の支給) 第 6 条 <u>条例第 1 3 条第 1 項の届出は、扶養親族届（第 1 号様式）によるものとする。</u> (新設) <u>2 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、前項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。</u> <u>3 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</u> (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

改正後	改正前
(2) (略) <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 任命権者は、第3項から第5項までの認定をしたときは、その認定に係る事項を扶養手当認定簿（第2号様式）に記載しなければならない。</u> <u>8 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>9 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の</u>	(2) (略) <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 任命権者は、第2項から第4項までの認定をしたときは、その認定に係る事項を扶養手当認定簿（第2号様式）に記載しなければならない。</u> (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>月額を増額して改定する場合について準用する。</u> <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) (住居手当の支給) 第7条の2 条例第14条第1項第1号の市長が規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条に規定する扶養親族をいう。</u>以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。 第7条の4 条例第14条第1項第2号の市長が規則で定める職員は、第15条の5第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（<u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用</u>）の直前の住宅であつた住宅（市長が設置する公舎及び前条	<u>7</u> (略) <u>8</u> (略) (住居手当の支給) 第7条の2 条例第14条第1項第1号の市長が規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（<u>条例第12条に規定する扶養親族で条例第13条第1項の規定による届出がされている者に限る。</u>以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>以下この条において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。 第7条の4 条例第14条第1項第2号の市長が規則で定める職員は、第15条の5第3項に該当する職員（<u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転

改正後	改正前
に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。 第7条の5 (略) 2 (略) <u>3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> 第7条の6 任命権者は、職員から<u>前条第1項</u>の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2 (略) 第7条の8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日	(<u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は第15条の5第1項に規定する者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用</u>)の直前の住宅であつた住宅(市長が設置する公舎及び前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。 第7条の5 (略) 2 (略) (新設) 第7条の6 任命権者は、職員から<u>前条</u>の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 2 (略) 第7条の8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日

改正後	改正前
<u>（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で市長が定める日）</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて<u>終わる</u>。ただし、住居手当の支給の開始については、第7条の5第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略） 第11条 （略） 2 （略） 3 条例第15条第2項第1号に規定する支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（次項において「運賃相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例<u>第15条第6項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額 （2） （略）	の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて<u>終る</u>。ただし、住居手当の支給の開始については、第7条の5第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略） 第11条 （略） 2 （略） 3 条例第15条第2項第1号に規定する支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（次項において「運賃相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例<u>第15条第5項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額 （2） （略）

改正後	改正前
4 (略) 第12条の2 (略) 2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において<u>離職</u>(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が知多市の休日を定める条例(平成2年知多市条例第1号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。次条において同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。 3 (略) 第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が<u>離職をし</u>、又は死亡した場合においては、それぞれの者が<u>離職をし</u>、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第9条第1項の規定による届出が、	4 (略) 第12条の2 (略) 2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において<u>離職し</u>、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。 3 (略) 第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が<u>離職し</u>、又は死亡した場合においては、それぞれの者が<u>離職し</u>、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第9条第1項の規定による届出が、こ

改正後	改正前
これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略） 3 条例第15条第5項の市長が規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 （1）<u>離職をし</u>、若しくは死亡した場合又は条例第15条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合 第2号から第4号まで （略） 4 条例第15条第5項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第15条第1項第3号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃相当額及び同条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が<u>150,000円</u>以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>150,000円</u>を超	れに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略） 3 条例第15条第4項の市長が規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 （1）<u>離職し</u>、若しくは死亡した場合又は条例第15条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合 第2号から第4号まで （略） 4 <u>交通機関等に係る通勤手当に係る</u>条例第15条第4項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第15条第1項第3号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃相当額及び同条第2項第3号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が<u>55,000円</u>以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>55,000円</u>を超える

改正後	改正前
えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>150,000円</u>を超えていた場合 <u>150,000円</u>に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零） 5 条例第15条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、<u>市長の定めるところにより</u>当該給与から当該額を差し引くことができる。 6 条例第15条第6項に規定する市長が規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。	こととなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>55,000円</u>を超えていた場合 <u>55,000円</u>に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零） 5 条例第15条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 6 条例第15条第5項に規定する市長が規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

改正後	改正前
第1号及び第2号　（略） 第7項から第11項まで　（略） （単身赴任手当の支給） 第15条の2　条例第15条の2第1項の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるとおりとする。 第1号から第5号まで　（略） 第15条の5　（略） 2　条例第15条の2第3項の<u>市長が規則で定めるやむを得ない事情は、第15条の2に規定するやむを得ない事情とする。</u> 3　（略） （削る）	第1号及び第2号　（略） 第7項から第11項まで　（略） （単身赴任手当の支給） 第15条の2　条例第15条の2第1項<u>及び同条第3項</u>の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるとおりとする。 第1号から第5号まで　（略） 第15条の5　（略） 2　条例第15条の2第3項の<u>任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者とする。</u> 3　（略） <u>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第7号において「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第15条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第15条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常</u>

改正後	改正前
(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) <u>第1号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと又は法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号において「事由発生」という。）に伴い」と、「第15条の2」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、条例第15条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員</u>	<u>況とする職員</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) <u>第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</u> (8) <u>その他条例第15条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員</u>

改正後	改正前
第15条の7 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> 第15条の8 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の2第1項又は同条第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2 (略) 第15条の9 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の2第1項又は同条第3項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は同条第3項に規定する要件を欠くに至つた日<u>（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で市長が定める日）</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただ	第15条の7 (略) 2 (略) (新設) 第15条の8 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の2第1項又は同条第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 2 (略) 第15条の9 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の2第1項又は同条第3項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は同条第3項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第15条の7第1項の規定による届出がこれ

改正後	改正前
し、単身赴任手当の支給の開始については、第 15 条の 7 第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略） （管理職員特別勤務手当の支給） 第 17 条の 2 条例第 19 条の 2 第 3 項第 1 号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げるとおりとする。<u>この場合において、知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 29 年知多市条例第 11 号）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員については、次の表中「8 級」とあるのは「5 号給及び 7 号給並びに知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 3 項」と、「7 級」とあるのは「3 号給及び 4 号給」と、「6 級」とあるのは「1 号給及び 2 号給」と、「5 級」とあるのは「1 号給」とする。</u> 表 （略） 2 <u>条例第 19 条の 2 第 3 項</u>の市長が規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。 3 条例第 19 条の 2 第 3 項第 2 号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げる	に係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略） （管理職員特別勤務手当の支給） 第 17 条の 2 条例第 19 条の 2 第 3 項第 1 号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げるとおりとする。 表 （略） 2 <u>条例第 19 条の 2 第 3 項第 1 号</u>の市長が規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。 3 条例第 19 条の 2 第 3 項第 2 号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げる

改正後	改正前
とおりとする。<u>この場合において、知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員については、次の表中「8級」とあるのは「6号給及び7号給並びに知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項」と、「7級」とあるのは「5号給」と、「6級」とあるのは「2号給から4号給まで」と、「5級」とあるのは「1号給」とする。</u> 表　（略） 4　<u>次に掲げる場合には、条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u> （1）<u>条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u> （2）<u>条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u> （期末手当の支給） 第18条　（略） 2　（略）	とおりとする。 表　（略） 4　<u>条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした同条第1項に規定する管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u> （新設） （新設） （期末手当の支給） 第18条　（略） 2　（略）

改正後	改正前
(1) (略) (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員にあつては、<u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>又は育児休業法第18条第1項若しくは知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）に限る。）となつたもの アからエまで (略) (3) (略) 第3項から第11項まで (略) 第22条 (略) 第2項から第6項まで (略) 7 <u>定年前再任用短時間勤務職員及び知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第21条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び	(1) (略) (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員にあつては、<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は育児休業法第18条第1項若しくは知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年知多市条例第11号）第4条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）に限る。）</u>となつたもの アからエまで (略) (3) (略) 第3項から第11項まで (略) 第22条 (略) 第2項から第6項まで (略) 7 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第21条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長の承認

改正後	改正前
第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。 (1) 直近の人事評価点（基準日以前における直近の人事評価点をいう。以下同じ。）が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u> (2) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u> (3) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員、直近の人事評価点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。） <u>100分の105</u> (4) 直近の人事評価点が下位又は最下位の段階である職員及び基準日以前6か	を得て、別段の取扱いをすることができる。 (1) 直近の人事評価点（基準日以前における直近の人事評価点をいう。以下同じ。）が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の121.5以上100分の205以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の210以下</u> (2) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の110以上100分の121.5未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満</u> (3) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員、直近の人事評価点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。） <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u> (4) 直近の人事評価点が下位又は最下位の段階である職員及び基準日以前6か

改正後	改正前
月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>1 0 0 分の 1 0 5 未満</u> 第8項から第10項まで (略) 1 1 (略) (1) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>1 0 0 分の 5 0 超</u> (2) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員、直近の人事評価点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。） <u>1 0 0 分の 5 0</u> (3) 直近の人事評価点が下位又は最下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>1 0 0 分の 5 0 未満</u>	月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>6 月に支給する場合には1 0 0 分の 1 0 2. 5 未満、1 2 月に支給する場合に</u> <u>は1 0 0 分の 1 0 7. 5 未満</u> 第8項から第10項まで (略) 1 1 (略) (1) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>6 月に支給する場合には1 0 0 分の 4 8. 7 5 超、1 2 月に支給する場合に</u> <u>は1 0 0 分の 5 1. 2 5 超</u> (2) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員、直近の人事評価点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。） <u>6 月に支給する場合には1 0 0 分の 4 8. 7 5、1 2 月に支給する場合に</u> <u>は1 0 0 分の 5 1. 2 5</u> (3) 直近の人事評価点が下位又は最下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>6 月に支給する場合に</u> <u>は1 0 0 分の 4 8. 7 5 未満、1 2 月に支給の場合に</u> <u>は1 0 0 分の 5 1. 2 5 未満</u>

改正後	改正前
1 2 (略) 1 3 <u>知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</u> <u>(1) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 1 0 0 分の 8 7. 5 超</u> <u>(2) 直近の人事評価点が最上位又は上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員、直近の人事評価点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。）</u> <u>1 0 0 分の 8 7. 5</u> <u>(3) 直近の人事評価点が下位又は最下位の段階である職員及び基準日以前 6 か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 1 0 0 分の 8 7. 5 未満</u> 1 4 <u>第 8 項及び第 9 項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第 9 項中「第 7 項」とあるのは「第 1 3 項」と、「同項第 1 号から第 3 号まで」とあるのは「同項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。</u> 1 5 (略)	1 2 (略) (新設) (新設) 1 3 (略)

改正後	改正前
第1号様式（第6条関係） <u>知多市職員の給与の支給等に関する規則第6条第1項</u>の規定に基づき次のとおり届け出ます。 （証明書類 通添付） 届出の理由＜該当する□にレ印を付すこと。＞ ☐1 新たに職員となった場合 ☐2 新たに扶養親族<u>として</u>の要件を具備するに至った者がある場合 ☐3 扶養親族<u>として</u>の要件を欠くに至った者がある場合（子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。）	第1号様式（第6条関係） <u>知多市職員の給与に関する条例第13条第1項</u>の規定に基づき次のとおり届け出ます。 （証明書類 通添付） 届出の理由＜該当する□にレ印を付すこと。＞ ☐1 新たに職員となった場合 ☐2 新たに扶養親族<u>たる</u>要件を具備するに至った者がある場合 ☐3 扶養親族<u>たる</u>要件を欠くに至った者がある場合（子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。）

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
附 則 1 (略) <u>第2項から第4項まで 削る</u>	附 則 1 (略) <u>(単身赴任手当における暫定再任用職員に関する経過措置)</u> 2 <u>次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、知多市職員の給与の支給等に関する規則第15条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から、当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第15条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、知多市職員の給与に関する条例（昭和45年知多市条例第37号）第15条の2第3項の同条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員とする。</u>

改正後	改正前
	<u>(1) 改正法附則第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> <u>(2) 改正法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項又は第7条第3項若しくは第4項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項若しくは第4項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u>

改正後	改正前
(勤勉手当における暫定再任用職員に関する経過措置) <u>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）</u>は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第２２条第７項及び第１１項の規定を適用する。	<u>3 改正法附則第４条第２項、第５条第３項若しくは第４項、第６条第２項又は第７条第３項若しくは第４項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第２２条の４第１項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の第１５条の５第３項の規定の適用については、同項第１号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第２項、第５条第３項若しくは第４項、第６条第２項又は第７条第３項若しくは第４項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。））」とする。</u> <u>4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の第１５条の５第３項第１号に該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。</u> (勤勉手当における暫定再任用職員に関する経過措置) <u>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第２２条第７項及び第１１項の規定を適用する。</u>